

# 介護保険サービスの人員，設備 及び運営に関する基準等に係る 条例制定について

(平成25年4月1日施行)

(平成26年4月1日施行)



## 《 制定した条例 》

(平成25年4月1日施行)

- 1 岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 2 岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 3 岡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 4 岡山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 5 岡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 6 岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- 7 岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(平成26年4月1日施行)

- 8 岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- 9 岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

## 《 条例制定の概要 》

この資料は、本市独自基準の内容の概要をまとめています。  
なお、文中の「法」は、「介護保険法（平成9年法律第123号）」のことです。

### ○独自基準について

高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、施設においては、できる限り家庭に近い居住環境を整えるため、次の基本的な考え方から独自基準を制定しています。

- 1 公正、公平、適正の確保のため
- 2 プライバシー保護、人権擁護のため
- 3 利用者負担軽減のため
- 4 サービスの質向上のため

# 《 目 次 》

(基本方針等)	《頁》
1 暴力団員の排除	・・・ 1
2 虐待防止責任者の設置及び虐待防止研修の実施	・・・ 3
3 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業の実施	・・・ 4
4 地域包括支援センターとの連携（地域ケア会議への参加）	・・・ 6
(人員基準等)	
5 管理者の資格要件を設定（通所介護等）	・・・ 7
5-2 管理者の資格要件を設定（介護老人保健施設）	・・・ 9
6 生活相談員の資格要件を設定（特定施設）	・・・ 11
6-2 生活相談員の資格要件の緩和（特養等）	・・・ 13
6-3 生活相談員の資格要件の緩和（通所介護等）	・・・ 14
7 機能訓練指導員の資格要件を明確に	・・・ 16
8 ユニットリーダーの研修要件を明確に	・・・ 18
(設備基準)	
9 入所、居住施設は耐火、準耐火構造を義務付け	・・・ 19
10 ショートステイ、特養の居室定員は原則として1人に、 サービス提供上必要と認められる場合は2人も可	・・・ 21
11 ショートステイ、特養、老健の食堂を居室階ごとに設置	・・・ 23
12 ショートステイ、特養、老健の浴室、便所はプライバシーを確保	25
13 ユニット型事業所、施設の廊下幅を緩和	・・・ 28
14 居住、通所型施設の便所を利用しやすく	・・・ 30
15 相談者のプライバシーを確保	・・・ 32
(運営基準)	
16 多様な手法を用いた評価	・・・ 33
17 成年後見制度の活用支援	・・・ 35
18 研修の機会確保	・・・ 36
19 別居親族への訪問系サービス提供を制限	・・・ 37
20 訪問入浴介護での計画作成	・・・ 40
21 デイサービスで、ニーズに応じた機能訓練	・・・ 41
22 デイケアでのリハビリ実施を明確化	・・・ 43
23 通所型施設の身体的拘束の禁止	・・・ 44
24 通所サービスでの送迎体制整備	・・・ 45
25 ショートステイ利用日数を要介護認定期間の1/2以下	・・・ 46
26 運営規程の整備	・・・ 48
27 非常災害対策の充実	・・・ 51
28 記録の保存期間を2年から5年へ延長	・・・ 53

## 1 暴力団員の排除

### ○基準条例

事業者の役員又は事業所の管理者が岡山市暴力団排除基本条例に定める暴力団員でないこととする規定を新設します。

### ○対象サービス

全サービス共通

### ○条例の考え方

介護保険サービスの事業活動により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員を排除し、利用者が安心してサービスの利用ができる環境を整備します。

### 【居宅サービスの例】

#### （指定居宅サービスの事業の一般原則）

第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第2項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第11項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

2 前項に定める者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該申請に係る事業所を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

3～6 （略）

## 《解釈通知》

### 第1 総論

基準省令解釈通知第二の3の次に次の内容を加える。

#### 4 指定居宅サービスの事業の一般原則（居宅条例第3条）

##### (1) 申請者の要件（第1項）

指定居宅サービス事業者の指定の申請者は法人でなければならない。ただし、次に掲げる居宅サービスの種類に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

- ① 病院、診療所又は薬局により行われる居宅療養管理指導
- ② 病院又は診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護

##### (2) 暴力団員の排除（第2項）

介護保険事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、指定居宅サービス事業者の役員及び当該指定に係る事業所の管理者（以下「役員等」という。）は、暴力団員であってはならないことを規定したものである。そのため、本市においては、指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は申請書に、役員等の変更に伴うものは変更届に、役員等が暴力団員でない旨の誓約書に役員等名簿を添付して提出しなければならないこととする。ただし、平成25年4月1日において既に指定を受けている全ての指定居宅サービス事業者は、同日における当該指定に係る事業所の役員等について、前記にかかわらず、平成25年4月末日までに、役員等が暴力団員でない旨を誓約書に役員等名簿を添付して市長に提出するものとする。



## 2 虐待防止責任者の設置及び虐待防止研修の実施

### ○基準条例

利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者の設置、研修の実施等を努力義務とする規定を追加します。

### ○対象サービス

全サービス共通

### ○条例の考え方

利用者の人権の尊重を図り、虐待の防止を推進することは、介護保険サービスにおいて重要であることから、虐待防止責任者の設置及び虐待防止研修の実施の規定を設けます。なお、障害福祉サービスでは、「利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」と厚生労働省令で規定されています。

### 【居宅サービスの例】

#### （指定居宅サービスの事業の一般原則）

第3条（略）

2（略）

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

5, 6（略）

### 《解釈通知》

#### 第1 総論

基準省令解釈通知第二の3の次に次の内容を加える。

#### 4 指定居宅サービスの事業の一般原則（居宅条例第3条）

(1)～(2)（略）

#### (3) 人権の擁護及び虐待の防止等（第4項）

指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の確保に係る責任者（以下「**虐待防止責任者**」という。）を選任すること。

指定居宅サービス事業者は、従業者に対し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の趣旨及び内容を十分に踏まえた**研修を実施**すること。

### 3 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業の実施

#### ○基準条例

社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業の実施を努力義務とする規定を追加します。

#### ○対象サービス

介護老人福祉施設，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

#### ○条例の考え方

社会福祉事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人は，福祉サービスの利用者の保護及び地域における社会福祉の推進を図ることが重要な目的であると考えられることから，「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」の実施を努力義務とします。

#### 【介護老人福祉施設の例】

##### （基本方針）

##### 第4条 （略）

- 2 指定介護老人福祉施設は，入所者の意思及び人格を尊重し，常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は，明るく家庭的な雰囲気有し，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村，地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。），居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。），居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。），介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は，地域包括支援センターから求めがあった場合には，地域ケア会議に参加するよう努めなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は，生計困難者等に指定介護福祉施設サービスの提供を行うに当たり，社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の適用を受け，指定介護老人福祉施設における施設サービスに係る利用者負担額並びに食費及び居住費に係る利用者負担額についての軽減を実施するよう努めなければならない。

## 《解釈通知》

### 第1 基準条例の性格及び総論

基準省令解釈通知中「第一 基準省令の性格」とあるのは「第1 基準条例の性格及び総論」と読み替え、第一の3の次に次の内容を加える。

#### 4 一般原則（基準条例第3条）

##### (1) 指定介護老人福祉施設の要件（第1項）

指定介護老人福祉施設は、その入所定員が30人以上でなければならない。

##### (2) 暴力団員の排除（第2項）

（略）

##### (3) 人権の擁護及び虐待の防止等（第3項）

（略）

#### 5 基本方針（基準条例第4条）

##### (1) 地域包括支援センターとの連携等（第3項及び第4項）

（略）

##### (2) 利用者負担額軽減制度事業（第5項）

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であることから、「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」の適用を受け、利用者負担額（食費及び居住費に係る利用者負担額を含む。）の軽減を実施するよう努めることにより、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図ることとしたものである。

### 第4 運営に関する基準

#### 2 内容及び手続の説明及び同意（基準条例第7条）

基準省令解釈通知第四の1に次の内容を加える。

社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の概要等についても同様に文書を交付して懇切丁寧に説明を行うこと。



## 4 地域包括支援センターとの連携（地域ケア会議への参加）

### ○基準条例

サービスの提供等に際しての連携先に地域包括支援センターを追加します。また、地域包括支援センターが開催する地域ケア会議への求めがあった際には、会議に参加するなど地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力することとします。

### ○対象サービス

全サービス共通

### ○条例の考え方

第5期計画の基本目標にもなっている「地域包括ケアシステム」では、地域包括支援センターが重要な位置付けとなることから、地域の包括的な支援に向けて、地域包括支援センターとの連携を強化します。

### 【居宅サービスの例】

#### （指定居宅サービスの事業の一般原則）

第3条（略）

5 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

6 指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。

### 《解釈通知》

#### 第1 総論

基準省令解釈通知第二の3の次に次の内容を加える。

#### 4 指定居宅サービスの事業の一般原則（居宅条例第3条）

(1)～(3)（略）

#### (4) 地域包括支援センターとの連携等（第5項及び第6項）

地域包括ケアシステムでは、地域包括支援センターが重要な位置付けとなることから、指定居宅サービス事業者は、地域における包括的な支援に向けて、地域包括支援センターとの連携を強化することとしたものである。

指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力すること。なお、地域ケア会議に参加した場合には、専門的な見地からの意見を述べるよう努めること。

### 【訪問介護の例】

#### （居宅介護支援事業者等との連携）

第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

## 5 管理者の資格要件を設定（通所介護等）

### ○基準条例

現行の従うべき基準の内容については、国の基準どおりとし、管理者の資格要件を追加します。また、同等以上の能力を有すると認められる者について、規則において明確にします。

### ○対象サービス

通所介護（療養通所介護を除く。）、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護（これらの介護予防サービスを含む。）

地域密着型特定施設入居者生活介護

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### ○条例の考え方

管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う等重要な責務を担う者ですが、国の基準にはその資格要件について規定されていないため、管理者の資格要件を追加します。なお、その資格要件については、特別養護老人ホームの長の基準に合わせます。

### ○経過措置

平成25年4月1日に当該事業所等の管理者である者については、2年間の経過措置があります。ただし、平成25年4月2日以降に当該事業所等の管理者となる場合は、資格要件が必要（経過措置なし）となります。

【通所介護の例】

(管理者)

第103条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定通所介護事業所の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業（同法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。

【規則】

(管理者)

第8条 条例第103条第2項、第135条第2項、第151条第2項、第186条第2項、第221条第2項及び第243条第2項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。

- (1) 法第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者
- (2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者

《解釈通知》

6 通所介護

(1) 人員に関する基準

ウ 基準省令解釈通知第三の六の1の(4)の次に次の内容を加える。

(5) 管理者の資格要件（居宅条例第103条第2項）

指定通所介護事業所の管理者については、その者の実績等から、当該事業所を適切に管理運営する能力を有すると認められ、管理者の職務を遂行する熱意と能力を有する者であって、次のいずれかに該当するものを充てるものとする。

- ① 社会福祉主事任用資格を有する者
- ② 社会福祉事業に2年以上従事した者
- ③ 介護保険事業に常勤の従業者として2年以上従事した者
- ④ 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者

なお、居宅条例附則第13条に規定する経過措置は、平成25年4月1日に指定通所介護事業所の管理者であるものが、同一の事業所において継続して管理者である場合に限り、平成27年3月31日までの間、認められるものである。

## 5-2 管理者の資格要件を設定（介護老人保健施設）

### ○基準条例

法に規定されている介護老人保健施設の管理について、その内容に従い、条例に追加します。また、介護老人保健施設の管理者の承認基準について、規則において明確にします。

### ○対象サービス

介護老人保健施設

### ○条例の考え方

介護老人保健施設の管理者は、原則として医師であること、医師がやむを得ない理由により就任できない場合にのみ一時的に医師以外の者を管理者とすることができることを、規則において明確にします。

### ○経過措置

平成25年4月1日に介護老人保健施設の管理者である者については、2年間の経過措置があります。ただし、平成25年4月2日以降に介護老人保健施設の管理者となる場合は、資格要件が必要（経過措置なし）となります。

#### 【介護老人保健施設の例】

（管理者による管理）

第27条（略）

2 介護老人保健施設の管理は、法第95条第1項及び第2項に定めるもののほか、規則で定める基準によるものとする。

#### 【規則】

（管理者）

第5条 条例第27条第2項（条例第55条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設の管理者は、医師とし、老人の福祉及び保健医療に関し、相当の知識、経験及び熱意を有し、かつ、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 法第94条第3項第4号から第9号までに規定する者

イ 医師法（昭和23年法律第201号）第7条第2項の規定により医業の停止を命ぜられ、医業停止の期間終了後5年を経過しない者

ウ 法第102条第1項の規定による介護老人保健施設の管理者の変更の命令に基づき、介護老人保健施設の管理者でなくなった日から5年を経過しない者

エ 医療法（昭和23年法律第205号）第28条の規定による病

院又は診療所の管理者の変更の命令に基づき、病院又は診療所の管理者でなくなった日から5年を経過しない者  
オ 健康保険法（大正11年法律第70号）第81条の規定により保険医の登録を取り消された日から5年を経過しない者  
カ アからオまでに掲げるもののほか、介護老人保健施設の管理者としてふさわしくないと認められる者

**(2) 前号の規定にかかわらず、やむを得ない理由により介護老人保健施設の管理者に医師を充てることが困難な場合においては、医療に関し、相当の知識、経験及び熱意を有する医師以外の者であって（前号アに該当する者を除く。）、かつ、次のいずれかに該当するものを管理者とすることができる。ただし、介護老人保健施設の開設者は、介護老人保健施設が入所者に必要な医療を提供するものであることに鑑み、速やかに、医師に当該施設の管理を行わせることができるよう所要の措置を講じなければならない。**

**ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者であって、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム又は介護老人保健施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上であるもの**

**イ 特別養護老人ホーム又は養護老人ホーム等の施設長として従事した期間が通算して2年以上である者**

#### 《解釈通知》

#### 第3 運営に関する基準

#### 3 管理者による管理（基準条例第27条）

基準省令解釈通知第四の19に次の内容を加える。

同条第2項は、介護老人保健施設の管理者は医師とし、在任中の死亡などやむを得ない理由により介護老人保健施設の管理者に医師を充てることが困難な場合においては医師以外の者としてすることができることとしたものである。

医師以外の者を介護老人保健施設の管理者とする場合は、その者の実績等から、介護老人保健施設を適切に管理運営する能力を有すると認められる者であって、管理者の職務を遂行する熱意と能力を有する者を充てること。この場合において、医師以外の者を管理者とすることは、やむを得ない理由により一時的な措置として認めているものであり、介護老人保健施設の開設者は、介護老人保健施設が入所者に必要な医療を提供するものであることに鑑み、速やかに、医師に当該施設の管理を行わせることができるよう所要の措置を講じなければならない。

なお、基準条例附則第14条に規定する経過措置は、平成25年4月1日に介護老人保健施設の管理者であるものが、同一の施設において継続して管理者である場合に限り、平成27年3月31日までの間、認められるものである。

## 6 生活相談員の資格要件を設定（特定施設）

### ○基準条例

現行の従うべき基準の内容については、国の基準どおりとし、生活相談員の資格要件を追加します。また、同等以上の能力を有すると認められる者について、規則において明確にします。

### ○対象サービス

特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護  
地域密着型特定施設入居者生活介護

### ○条例の考え方

特定施設の生活相談員は、サービス提供において必要な相談支援を行う者であり、その役割は重要ですが、国の基準にはその資格要件について規定されていないため、生活相談員の資格要件を追加します。なお、その資格要件については、特別養護老人ホームの生活相談員の基準に合わせます。

### ○経過措置

平成25年4月1日に特定施設の管理者である者については、2年間の経過措置があり、平成27年3月31日までに資格要件を満たす必要があります。なお、平成25年4月2日以降に特定施設の生活相談員となる場合は、資格要件が必要（経過措置なし）となります。

### 【特定施設入居者生活介護の例】

#### （従業者の員数）

第220条 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

（略）

4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）  
（資格等）

**第19条** 社会福祉主事は、(略) 次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 社会福祉士
- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの(下記参照)

**社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)**

(法第19条第1項第5号に規定する厚生労働省令で定める者)

第1条の2 社会福祉法第19条第1項第5号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 精神保健福祉士
- 二 学校教育法に基づく大学において、法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

**【規則】**

(生活相談員)

第6条 (略)

- 2 条例第150条第5項、第185条第3項、第220条第4項及び第242条第5項に規定する規則で定める者は、介護支援専門員とする。

**《解釈通知》**

10 特定施設入居者生活介護

(1) 人員に関する基準

イ 基準省令解釈通知第三の十の1の(4)の次に次の内容を加える。

(5) 生活相談員(居宅条例第220条第1項第1号及び第4項)

短期入所生活介護と同趣旨であるため、第2の8の(1)のアを参照すること。

なお、居宅条例附則第14条に規定する経過措置は、平成25年4月1日に指定特定施設の生活相談員であるものが、同一の事業所において継続して生活相談員である場合に限り、平成27年3月31日までの間、認められるものである。

※具体的な内容は、次頁に記載の《解釈通知》を参照すること。

## 6-2 生活相談員の資格要件の緩和（特養等）

### ○基準条例

厚生労働省令には明記されておらず、解釈通知において規定されている生活相談員の資格要件について追加します。また、社会福祉主事等と同等以上の能力を有すると認められる者について、規則において明確にします。

### ○対象サービス

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護  
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### ○条例の考え方

社会福祉主事等と同等以上の能力を有すると認められる者について、介護支援専門員を生活相談員の資格要件に追加することとします。

#### 【短期入所生活介護の例】

（従業者の員数）

第150条（略）

(2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

（略）

5 第1項第2号の生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。

#### 【規則】

（生活相談員）

第6条（略）

2 条例第150条第5項、第185条第3項、第220条第4項及び第242条第5項に規定する規則で定める者は、介護支援専門員とする。

#### 《解釈通知》

第2 介護サービス

8 短期入所生活介護

(1) 人員に関する基準

ア 生活相談員（居宅条例第150条第1項第2号及び第5項）  
基準省令解釈通知第三の八の1の(2)は次のとおり読み替える。

(2) 生活相談員（居宅条例第150条第1項第2号及び第5項）

生活相談員については、その者の実績等から、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者であって、次のいずれかに該当するものを充てるものとする。

① 社会福祉主事任用資格を有する者

② 介護支援専門員

### 6-3 生活相談員の資格要件の緩和（通所介護等）

#### ○基準条例

厚生労働省令には明記されておらず、解釈通知において規定されている生活相談員の資格要件について追加します。また、社会福祉主事等と同等以上の能力を有すると認められる者について、規則において明確にします。

#### ○対象サービス

通所介護（療養通所介護を除く。）、認知症対応型通所介護（これらの介護予防サービスを含む。）

#### ○条例の考え方

社会福祉主事等と同等以上の能力を有すると認められる者について、募集した意見の内容を踏まえて、介護支援専門員の登録を受けている者に加え、一定の要件を満たす介護福祉士についても、生活相談員の資格等要件に追加することとし、詳細は規則において明確にします。

#### 【通所介護の例】

##### （従業者の員数）

第102条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

（略）

6 第1項第1号の生活相談員は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。

#### 【規則】

##### （生活相談員）

第6条 条例第102条第6項及び第134条第6項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 介護支援専門員の登録を受けている者

(注) 介護支援専門員の登録を受けている者をいい、登録とは別に専門員証の交付を受けていない者を含みます。

(2) 介護福祉士であって、次に掲げる事業の業務に常勤の介護職員として従事した期間が通算して5年以上であるもの

ア 法第8条第7項に規定する通所介護

イ 法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護

ウ 法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護

エ 法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護

《解釈通知》

6 通所介護

(1) 人員に関する基準

ア 生活相談員（居宅条例第102条第1項第1号及び第6項）

基準省令解釈通知第三の六の1の(2)は次のとおり読み替える。

(2) 生活相談員（居宅条例第102条第1項第1号及び第6項）

生活相談員については、その者の実績等から、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者であって、次のいずれかに該当するものを充てるものとする。

① 社会福祉主事任用資格を有する者

② 介護支援専門員の登録を受けている者（専門員証の交付を受けていない者を含む。）

③ 介護福祉士であって、居宅条例施行規則に定めるデイサービスの事業に常勤の介護職員として5年以上従事した者（5年間の実務経験の要件が達成された時点と介護福祉士の資格取得時点との前後関係は問わない。）

なお、条例施行に伴い、「通所介護事業所等における生活相談員の任用資格について」（平成24年6月25日付け岡事指第185号。岡山市保健福祉局事業者指導課長通知）は廃止する。

## 7 機能訓練指導員の資格要件を明確に

### ○基準条例

厚生労働省令には明記されておらず、解釈通知において規定されている機能訓練指導員の資格要件について、規則において明確にします。

### ○対象サービス

通所介護（療養通所介護を除く。）、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護（これらの介護予防サービスを含む。）

地域密着型特定施設入居者生活介護

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### 【通所介護の例】

#### （従業者の員数）

第102条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

**(4) 機能訓練指導員 1以上**

(略)

7 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であって、規則で定めるものとし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

### 【規則】

#### （機能訓練指導員）

第7条 条例第102条第7項、第134条第7項、第150条第7項、第185条第4項及び第220条第7項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師とする。

#### 《解釈通知》

### 6 通所介護

#### (1) 人員に関する基準

- イ 機能訓練指導員（居宅条例第102条第1項第4号及び第7項）  
基準省令解釈通知第三の六の1の(3)は次のとおり読み替える。

(3) 機能訓練指導員（居宅条例第102条第1項第4号及び第7項）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であって、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有するもの（以下「資格を有する機能訓練指導員」という。）とする。

なお、平成24年8月1日において現に指定を受けている通所介護事業所については、「通所介護事業所等における機能訓練指導員の配置について」（平成24年6月25日付け岡事指第184号。岡山市保健福祉局事業者指導課長通知）により、機能訓練指導員の配置の経過措置を設けているため、この通知の適用を受ける事業所にあつては、平成25年6月30日までに資格を有する機能訓練指導員を配置し、その旨を届け出ること。

（参考）

6 通所介護

(2) 運営に関する基準

ア 指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第106条及び第107条）

基準省令解釈通知第三の六の3の(2)中本文は次の(2)のとおり読み替え、④の次に次の⑤から⑨までの内容を加える。

(2) 指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針

居宅条例第106条及び第107条にいう指定通所介護の取扱方針について、特に留意すべきことは、次のとおりである。

⑤ （略）

⑥ 機能訓練（第107条第1項第4号）

指定通所介護は、利用者の残存する身体機能等を活用して生活機能の維持又は改善を図るための機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望を踏まえて適切に提供すること。

また、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとし、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者個々の心身の状況に応じたサービス提供に努めること。

なお、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

※規則及び解釈通知の内容は、国の解釈通知の内容と同趣旨です。

## 8 ユニットリーダーの研修要件を明確に

### ○基準条例

厚生労働省令には明記されておらず、解釈通知において規定されているユニットリーダーのうち研修要件を満たす者の員数について、明確にします。また、研修要件について、規則において明確にします。

### ○対象サービス（ユニット型のみ）

短期入所生活介護、短期入所療養介護（これらの介護予防サービスを含む。）  
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
介護老人保健施設、介護療養型医療施設

### ○経過措置

ユニットリーダー研修を修了した者の員数について、当分の間、ユニットリーダー以外でユニットリーダー研修を修了した者（当該事業所等の管理者及び従業者）を含めることとします。

#### 【短期入所生活介護の例】

##### （勤務体制の確保等）

第181条（略）

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(4) 前号のユニットリーダーのうち2人以上（2ユニット以下のときは1人以上）の者は、規則で定めるものとする。この場合において、併設ユニット型事業所と当該併設ユニット型事業所に係るユニット型事業所併設本体施設とは同一の事業所とみなすことができる。

#### 【規則】

##### （ユニットリーダー）

第13条 条例第181条第2項第4号及び第216条第2項第4号に規定する規則で定める者は、本市又は本市が委託する社会福祉法人等が実施するユニットリーダー研修を修了した者とする。

※規則の内容は、国の解釈通知の内容と同趣旨です。  
国の解釈通知をそのまま適用します。

## 9 入所，居住施設は耐火，準耐火構造を義務付け

### ○基準条例

国の基準で認められている例外規定を削除し，耐火建築物又は準耐火建築物であることを義務付けます。

### ○対象サービス

短期入所生活介護，特定施設入居者生活介護（これらの介護予防サービスを含む。），地域密着型特定施設入居者生活介護，介護老人保健施設

### ○条例の考え方

利用者の特性を考慮し，利用者の安全性を確保するため，木造平屋建ての建物であっても，耐火建築物又は準耐火建築物とします。なお，特別養護老人ホームについても同様に，耐火建築物又は準耐火建築物あることを義務付けています。

### ○経過措置

平成25年4月1日において現に指定を受けている当該指定に係る事業所等の建物（施行日後に増築され，又は全面的に改築された部分を除く。）が木造かつ平屋建てである場合は，厚生労働省令の規定によることができます。

### 【短期入所生活介護の例】

#### （設備及び備品等）

第153条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。）は，耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし，次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては，準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

- (1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって，次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 消防長又は当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上，第170条において準用する第112条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第170条において準用する第112条第3項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

※ 条例では、下記の第2項の内容を削除しています。

●指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（参考）

【短期入所生活介護の例】

（設備及び備品等）

第二百二十四条（略）

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

## 10 ショートステイ，特養の居室定員は原則として1人に，サービス提供上必要と認められる場合は2人も可

### ○基準条例

特養の居室定員は国の基準どおりとし，短期入所生活介護の居室定員を特養の基準に合わせ，原則1人，サービス提供上必要と認められる場合は2人とすることができることとします。また，2人とすることができる基準について，規則において明確にします。

### ○対象サービス（従来型のみ）

短期入所生活介護，介護予防短期入所生活介護  
介護老人福祉施設，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### ○条例の考え方

居住環境に配慮し，プライバシーが確保された居室の整備を基本とするため，特養の居室定員は国の基準どおりとします。なお，短期滞在であっても居室の考え方は特養と同様なので，ショートステイの居室定員を特養の居室定員に合わせます。

### ○経過措置

平成25年4月1日において現に指定を受けている事業者の当該指定に係る事業所等の居室の定員は4人以下とすることとします。ただし，施行日後に増築され，又は全面的に改築された部分を除きます。

### 【短期入所生活介護（従来型）の例】

#### （設備及び備品等）

第153条（略）

5 第2項各号に掲げる設備の基準は，次のとおりとする。

#### (1) 居室

ア 一の居室の定員は，1人とすること。ただし，規則で定める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は，2人とすることができる。

【規則】

(居室)

第9条 条例第153条第5項第1号アただし書及び第188条第2項第1号アただし書に規定する規則で定める利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 夫婦等の家族で居室を利用する場合

(2) 利用者の経済的負担の軽減、地域の実情等により、2人部屋の整備が必要であると認められ、かつ、次のいずれにも該当する場合

ア それぞれの利用者が専用する区画は、窓に面していること。

イ 利用者同士の視線が遮断され、利用者のプライバシーが十分に確保されていること。

ウ 利用者同士の視線を遮断する仕切りは、利用者の安全を確保するに足りる適切な素材を用いていること。

エ 容易に個室に転換できるよう設計上の工夫に努めていること。

《解釈通知》

8 短期入所生活介護

(2) 設備に関する基準

イ 基準省令解釈通知第三の八の2の(12)を(17)とし、(11)の次に次の内容を加える。

(12) 居室（居宅条例第153条第5項第1号）

利用者の日常生活には個室が不可欠なことから、居室の定員は1人とする。ただし、夫婦等の家族で居室を利用する場合や利用者の経済的負担の軽減、地域の実情等によりサービスの提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができる。なお、夫婦等の家族以外で居室を利用する2人部屋は、次のとおりとする。

① それぞれの利用者が専用する区画は、窓に面していなければならず、2人部屋を仕切って窓のない区画を設けることは認められない。

② 利用者同士の視線が遮断され、利用者のプライバシーの確保を前提にした上で、居室を隔てる仕切りについて、カーテンなどで仕切られているものは認められず、パーティション、家具等利用者の安全を確保するに足りる素材でなければならない。

③ 2人部屋の整備の要件として、「利用者の経済的負担の軽減、地域の実情等」を定めているところであるが、利用者負担の仕組み、利用者のニーズ及び本市における事業所の整備数は、その時々で変動することが見込まれることから、容易に個室に転換できるよう設計上の工夫に努めていることが必要である。

## 11 ショートステイ，特養，老健の食堂を居室階ごとに設置

### ○基準条例

従来型サービスについて，食堂の位置等についての規定を追加します。なお，当該階に設ける居室の定員の合計数が5人以下の場合の例外規定を設け，詳細については規則において明確にします。

### ○対象サービス（従来型のみ）

短期入所生活介護，介護予防短期入所生活介護  
介護老人福祉施設，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
介護老人保健施設

### ○条例の考え方

利用者の居室のある階ごとに居室に近接して食堂を設置することで，利用者及び従業者の食堂への移動負担を軽減することができます。

### ○経過措置

平成25年4月1日において現に指定を受けている事業者の当該指定に係る事業所等については，食堂の位置の規定は適用しません。ただし，施行日後に増築され，又は全面的に改築された部分を除きます。

### 【短期入所生活介護（従来型）の例】

#### （設備及び備品等）

第153条（略）

5 第2項各号に掲げる設備の基準は，次のとおりとする。

#### (2) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は，それぞれ必要な広さを有するものとし，その合計した面積は，3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず，食堂及び機能訓練室は，食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保することができ，かつ，機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合にあっては，同一の場所とすることができる。

ウ 食堂は，居室のある階ごとに居室に近接して設けるものとし，各階ごとの面積は，2平方メートルに当該階に設ける居室の利用定員の合計数を乗じて得た面積以上とすること。ただし，規則で定める基準を満たすときは，この限りでない。

エ 必要な備品を備えること。

**【規則】**

**(食堂)**

第10条 条例第153条第5項第2号ウただし書及び第188条第2項第2号ウただし書に規定する規則で定める基準は、当該階に設ける居室の定員の合計数が5人以下で、利用者の食堂への往来に支障が生じないと認められることとする。

《解釈通知》

8 短期入所生活介護

(2) 設備に関する基準

イ 基準省令解釈通知第三の八の2の(12)を(17)とし、(11)の次に次の内容を加える。

(12) 居室（居宅条例第153条第5項第1号）

（略）

(13) 食堂及び機能訓練室（同項第2号）

① 食堂及び機能訓練室の合計した面積について3平方メートルに当該事業所の利用定員を乗じて得た面積以上確保した上で、居室のある階ごとの食堂の面積は、2平方メートルに当該階に設ける居室の定員の合計数を乗じて得た面積以上でなければならないとしたものである。ただし、当該階に設ける居室の定員の合計数が5人以下の場合で、利用者の食堂への往来に支障がない場合には、当該階に食堂を設けないことができる。

② 機能訓練室については、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合は、食堂と同一の場所として差し支えない。



## 12 ショートステイ，特養，老健の浴室，便所は プライバシーを確保

### ○基準条例

浴室及び便所の設備基準を追加します。なお，脱衣室及び便所の詳細については，規則において明確にします。

### ○対象サービス（便所は従来型のみ）

短期入所生活介護，介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護老人保健施設

### ○条例の考え方

利用者のプライバシーを確保し，安全に安心して入浴ができる環境を整えます。また，利用者のプライバシーを確保した便所を整備します。

### ○経過措置

平成25年4月1日において現に指定を受けている事業者の当該指定に係る事業所等の浴室及び便所の基準は，厚生労働省令の規定によることができます。ただし，施行日後に増築され，又は全面的に改築された部分を除きます。

#### 【短期入所生活介護（従来型）の例】

##### （設備及び備品等）

第153条（略）

5 第2項各号に掲げる設備の基準は，次のとおりとする。

(1)，(2)（略）

##### (3) 浴室

ア 浴槽を1つとすること。

イ 規則で定める基準に従い，浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし，要介護者等が一の脱衣室を利用している際は，他の要介護者等を入室させない等，プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は，一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。

ウ 浴室の扉は，プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いること。

エ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

オ アからエまでに掲げるもののほか，要介護者が入浴するのに適したものとすること。

【規則】

(浴室)

第11条 条例第153条第5項第3号イ、第173条第5項第2号イ及び第188条第2項第3号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。

- (1) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られていること。
- (2) 脱衣室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。
- (3) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けていること。

《解釈通知》

8 短期入所生活介護

(2) 設備に関する基準

イ 基準省令解釈通知第三の八の二の(12)を(17)とし、(11)の次に次の内容を加える。

(12) 居室（居宅条例第153条第5項第1号）

（略）

(13) 食堂及び機能訓練室（同項第2号）

（略）

(14) 浴室（同項第3号）

- ① 浴室には、浴槽を1つとし、原則として、浴室ごとに脱衣室を設けること。ただし、要介護者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要介護者等を入室させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。
- ② 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られており、廊下又は広間に直接面して設けていること。
- ③ 浴室及び脱衣室の扉が、カーテンなどで仕切られているものは認められず、プライバシーの確保を前提にした上で、利用者の安全に配慮した適切な素材を用いなければならない。ただし、利用者へのサービス提供上必要と市長が認める場合は、この限りでない。

#### (4) 便所

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ 便所は、規則で定める基準を満たすものとする。

ウ プザー又はこれに代わる設備を設けること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、要介護者が使用するのに適したものとする。

#### 【規則】

##### (便所)

第12条 条例第153条第5項第4号イ及び第188条第2項第4号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。

(1) 便所ごとに扉及び壁で仕切られていること。

(2) 便所の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。

#### 《解釈通知》

##### 8 短期入所生活介護

##### (2) 設備に関する基準

イ 基準省令解釈通知第三の八の二の(12)を(17)とし、(11)の次に次の内容を加える。

(12) 居室（居宅条例第153条第5項第1号）

（略）

(13) 食堂及び機能訓練室（同項第2号）

（略）

(14) 浴室（同項第3号）

（略）

(15) 便所（同項第4号）

便所の扉は、カーテンなどで仕切られているものは認められず、プライバシーの確保を前提にした上で、利用者の安全に配慮した適切な素材を用いなければならない。ただし、利用者へのサービス提供上必要と市長が認める場合は、この限りでない。

## 13 ユニット型事業所，施設の廊下幅を緩和

### ○基準条例

ユニット型事業所，施設の廊下幅について，地域密着型特養の廊下幅を参酌し，緩和します。

### ○対象サービス（ユニット型のみ）

短期入所生活介護，介護予防短期入所生活介護  
介護老人福祉施設，介護老人保健施設

### ○条例の考え方

ユニット型施設のサービス基盤の整備が円滑に進められるように廊下幅を緩和します。なお，利用者の安全確保の観点から，円滑な避難が可能な廊下幅とします。

### ○経過措置

平成25年4月1日において現に指定を受けている事業者の当該指定に係る事業所等の廊下幅の基準は，厚生労働省令の規定によることができます。ただし，施行日後に増築され，又は全面的に改築された部分を除きます。

#### 【短期入所生活介護（ユニット型）の例】

##### （設備及び備品等）

##### 第173条（略）

6 前各項に規定するもののほか，ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は，次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は，1. 8メートル以上とすること。ただし，ユニット内の廊下（中廊下を除く。）の幅は，円滑な避難に支障がないと認められる場合には，1. 5メートル以上とすることができる。

##### 《解釈通知》

##### 8 短期入所生活介護

##### (4) ユニット型指定短期入所生活介護の事業

##### イ 設備の基準（居宅条例第173条）

基準省令解釈通知第三の八の4の(3)中⑩は次の⑩のとおり読み替え，⑪は次の⑪のとおり読み替える。

⑩ 浴室（第5項第2号）  
（略）

⑪ 廊下（第6項第1号）

ユニット型指定短期入所生活介護事業所の~~ユニット内~~にあっては、多数の利用者や従業者が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。

このほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の廊下の幅については、基準省令解釈通知第三の八の2の(6)を準用する。この場合において、基準省令解釈通知第三の八の2の(6)中「居室、静養室等」とあるのは、「居室等」と読み替えるものとする。

●指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（参考）  
（設備及び備品等）

第百四十条の四 （略）

7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。



## 14 居住，通所型施設の便所を利用しやすく

### ○基準条例

グループホーム及び通所系サービスに便所等の基準を設けます。

### ○対象サービス

通所介護，通所リハビリテーション，認知症対応型通所介護，小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護（これらの介護予防サービスを含む。），療養通所介護，複合型サービス

### ○条例の考え方

便所等の基準を設け，利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備します。また，グループホームについては，便所の個数の基準を設けることにより，入居者が安心して生活できる環境を整備します。

### ○経過措置

平成25年4月1日において現に指定を受けている事業者の当該指定に係る事業所については，便所の規定は適用しません。ただし，施行日後に増築され，又は全面的に改築された部分を除きます。

#### 【通所介護の例】

##### （設備及び備品等）

第104条 指定通所介護事業所は，食堂，機能訓練室，静養室，相談室，便所，洗面設備及び事務室を有するほか，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は，次のとおりとする。

(1)，(2) (略)

(3) 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。

#### 【認知症対応型共同生活介護の例】

第115条 (略)

2 共同生活住居は，その入居定員(略)を5人以上9人以下とし，居室，居間，食堂，台所，浴室，便所及び洗面設備を有するほか，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

3～5 (略)

6 便所は、居室ごとに設けるか、又は共同生活住居ごとにその入居定員の3分の1以上の数を設けるものとし、要介護者が使用するのに適したものとすること。

《解釈通知》

第1 総論（略）

第2 地域密着型サービス

1～4（略）

5 認知症対応型共同生活介護

(1) 設備に関する基準

基準省令解釈通知第三の五の三の(6)を(7)とし、(5)の次に次の内容を加える。

(6) 便所（第6項）

便所は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活住居ごとにその入居定員の3分の1以上の数設けることとしても差し支えない。この場合にあつては、共同生活住居の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活住居ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。

なお、この条例の施行日（平成25年4月1日）において、現に指定を受けている指定認知症対応型共同生活介護（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の便所については、当分の間地域密着型条例第155条第6項の規定を適用しないこととした。



## 15 相談者のプライバシーを確保

### ○基準条例

利用者や家族など相談者のプライバシーに配慮し、事務室又は区画の形態等を規則において明確にします。

### ○対象サービス

居宅介護支援，介護予防支援

### ○条例の考え方

利用者や家族との相談等を行う相談スペースについて、相談者のプライバシーが確保でき、安心していつでも相談できる環境を整備します。

#### 【居宅介護支援条例】

##### （設備及び備品等）

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの規則で定める基準を満たした事務室又は区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

##### 【規則】

##### （事務室又は区画）

第3条 条例第23条に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。

- (1) 利用者から相談を受け、サービス担当者会議を開催するため等に適切なスペースを確保すること。
- (2) 第三者からの視線が遮断されるなど、相談者のプライバシーが十分に確保されていること。
- (3) 相談者が、他の事業所の専用スペースを通らず直接出入りできること。

##### 《解釈通知》

第2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

##### 5 相談者のプライバシーを確保（基準条例第23条）

基準省令解釈通知第二の3の(13)の②は次のとおり読み替える。

- ② 規則第3条第1項の「利用者から相談を受け、サービス担当者会議を開催するため等に適切なスペース」については、業務に支障がない場合は、他の事業との共用であっても差し支えないこと。

規則第3条第3項の「他の事業所の専用スペース」とは、指定通所介護事業所における機能訓練室など、専ら他の事業所の利用者が使用するスペースをいう。

## 16 多様な手法を用いた評価

### ○基準条例

自主評価だけでなく、多様な評価の手法を用いて評価を行うことを義務とします。さらに、特定施設、特養、老健については、外部の者による評価及びそれらの結果の公表を努力義務とします。

### ○対象サービス

全サービス

### ○条例の考え方

サービスの質の評価方法については、自主評価だけでなく、多様な評価の手法を用いることとし、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行い、より良いサービスを提供することを目的とします。さらに、特定施設、特養、老健については、外部評価を努力義務とすることで、自己評価では見えない視点からのサービスの質向上が期待できます。

### 【訪問介護の例】

#### (指定訪問介護の基本取扱方針)

第22条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

#### 《解釈通知》

#### 1 訪問介護

##### (1) 運営に関する基準

ア 指定訪問介護の基本的取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第22条及び第23条）

基準省令解釈通知第三の一の3の(12)中①は次の①のとおり読み替え、②の次に次の③の内容を加える。

##### ① サービスの質の評価（居宅条例第22条第2項）

提供された指定訪問介護については、目標達成の度合い及びその効果等や利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、必要に応じて訪問介護計画の変更を行うなど、その改善を図らなければならない。

サービスの評価は、自ら行う評価に限らず、第三者などの外部の者による質の評価など、多様な評価の手法を用いて、様々な視点からサービスの質の評価を行わなければならない。

また、より良いサービスの提供のために、その評価の結果を踏まえ、常にサービスの質の改善を図らなければならない。

#### 【特定施設入居者生活介護の例】

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第228条 (略)

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果の公表に努めなければならない。

#### 《解釈通知》

#### 10 特定施設入居者生活介護

#### (3) 運営に関する基準

ア 指定特定施設入居者生活介護の提供の取扱方針(居宅条例第228条)

基準省令解釈通知第三の十の3の(6)中本文を①とし、①の次に次の内容を加える。

#### ② サービスの質の評価(居宅条例第228条第6項)

提供された指定特定施設入居者生活介護については、目標達成の度合い及びその効果等や利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うなど、その改善を図らなければならない。

サービスの評価は、自ら行う評価に限らず、第三者などの外部の者による質の評価など、多様な評価の手法を用いて、様々な視点からサービスの質の評価を行わなければならない。

また、より良いサービスの提供のために、その評価の結果を踏まえ、常にサービスの質の改善を図らなければならない。

なお、外部評価機関については、現在指定認知症対応型共同生活介護事業所において実施されている都道府県が指定する外部評価機関に限らない。外部評価結果の公表については、利用者及び利用者の家族へ提供するほか、施設内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法や、インターネットを活用する方法などが考えられる。

#### 【外部評価について】

現在指定認知症対応型共同生活介護事業所において実施されている都道府県が指定する外部評価機関に限りません。自己評価のみではなく、第三者の観点から、サービスの評価を行うよう努めてください。

## 17 成年後見制度の活用支援

### ○基準条例

成年後見制度の活用支援について追加します。

### ○対象サービス

全サービス共通

### ○条例の考え方

適正な契約手続等の支援の促進を図るため、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援することを明記します。

#### 【訪問介護の例】

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第23条 (略)

2 指定訪問介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

#### 《解釈通知》

##### 1 訪問介護

##### (1) 運営に関する基準

ア 指定訪問介護の基本的取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第22条及び第23条）

基準省令解釈通知第三の一の3の(12)中①は次の①のとおり読み替え、

②の次に次の③の内容を加える。

① サービスの質の評価（居宅条例第22条第2項）

（略）

③ 成年後見制度の活用支援（第23条第2項）

成年後見制度は、さまざまな障害により判断能力が十分でない者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）の財産管理や介護サービスの利用契約などを、成年後見人等が本人に代わり行うことにより、このような者の財産や権利を保護し支援する制度である。

指定訪問介護事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者の財産や権利を保護し支援する必要がある場合等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

## 18 研修の機会確保

### ○基準条例

研修計画の作成，研修の実施，計画的な人材育成の規定を追加します。

### ○対象サービス

全サービス共通

### ○条例の考え方

従業者の資質向上のために，研修計画を作成，当該計画に従った研修の実施を義務付けます。また，安定した事業運営のために，計画的な人材育成を事業者の努力義務とします。

#### 【訪問介護の例】

##### (勤務体制の確保等)

第32条 (略)

3 指定訪問介護事業者は，訪問介護員等の資質の向上のために研修計画を作成し，当該計画に従い，研修を実施しなければならない。

4 指定訪問介護事業者は，従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

#### 《解釈通知》

##### 1 訪問介護

###### (1) 運営に関する基準

###### ウ 勤務体制の確保等(居宅条例第32条)

基準省令解釈通知第三の一の3の(19)中①及び③は次のとおり読み替える。

① 勤務の体制等の記録(第1項)  
(略)

###### ③ 研修の実施及び人材育成(第3項及び第4項)

指定訪問介護事業所の訪問介護員等の質の向上を図るために作成する「研修計画」は，当該事業所における従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに，個別具体的な研修の目標，内容，実施時期等を定めた計画を策定すること。なお，当該研修には，高齢者の人権擁護，虐待防止等の内容が含まれていなければならない。

また，作成した研修計画に従い，当該事業所内で研修を実施するとともに，研修機関が実施する研修への参加の機会を確保するなど従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

## 19 別居親族への訪問系サービス提供を制限

### ○基準条例

訪問介護員等が、その別居親族に対するサービス提供を制限する規定を新設します。また、別居親族に対するサービス提供を制限する親族の範囲について、規則において明確にします。

### ○対象サービス

訪問介護，訪問看護（これらの介護予防サービスを含む。）  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護，夜間対応型訪問介護

### ○条例の考え方

家族介護と保険給付対象サービスを明確に区分します。ただし、利用者が離島，山間のへき地その他の地域であって，その別居の親族からサービスの提供を受けなければ，必要なサービスの見込量を確保することが困難であると市長が認めるものについて例外規定を設け，詳細については規則において明確にします。

#### 【訪問介護の例】

##### （同居家族に対するサービス提供の禁止）

第25条 指定訪問介護事業者は，訪問介護員等に，その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護の提供をさせてはならない。

##### （別居親族に対するサービス提供の制限）

第26条 指定訪問介護事業者は，訪問介護員等に，その別居の親族である利用者であって，規則で定めるものに対する指定訪問介護の提供をさせてはならない。ただし，別居の親族である利用者に対する指定訪問介護が規則で定める基準に該当する場合には，この限りでない。

#### 【規則】

##### （別居の親族）

第2条 条例第26条及び第77条に規定する規則で定める者は，訪問介護員等又は看護師等との関係が，次の各号のいずれかに該当する利用者とする。

(1) 配偶者

(2) 3親等内の血族及び姻族

**(3親等内の血族)**

子、孫、ひ孫、兄弟姉妹、おい・めい、おじ・おば、父母、祖父母、曾祖父母

**(3親等内の姻族)**

子の配偶者、孫の配偶者、ひ孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、おい・めいの配偶者、おじ・おばの配偶者

配偶者の兄弟姉妹、配偶者のおい・めい、配偶者のおじ・おば、配偶者の父母、配偶者の祖父母、配偶者の曾祖父母

**(別居の親族に対する指定訪問介護に係るサービス提供の制限の例外)**

第3条 条例第26条ただし書に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 指定訪問介護の利用者が離島、山間のへき地その他の地域であって、その別居の親族から指定訪問介護の提供を受けなければ、必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市長が認める地域に住所を有すること。
  - (2) 指定訪問介護が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供されること。
  - (3) 指定訪問介護が条例第5条第2項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供されること。
  - (4) 指定訪問介護が入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とすること。
  - (5) 指定訪問介護を提供する訪問介護員等の当該指定訪問介護に従事する時間の合計時間が当該訪問介護員等が指定訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないこと。
- 2 指定訪問介護事業者は、条例第26条ただし書及び前項の規定に基づき、訪問介護員等にその別居の親族である利用者に対する指定訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る訪問介護計画の実施状況等からみて、当該指定訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指示を行う等の必要な措置を講じなければならない。

《解釈通知》

1 訪問介護

(1) 運営に関する基準

ア～ウ (略)

エ 基準省令解釈通知第三の一の三の(26)の次に次の内容を加える。

(27) 別居親族に対するサービス提供の制限(居宅条例第26条)

別居親族に対するサービス提供については、原則として、禁止することとし、例外的に、離島、山間のへき地その他の地域であって、その別居の親族から指定訪問介護を受けなければ、必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市長が認めた地域に限り、その別居の親族に対するサービス提供を認めることとしたものであるが、その運用については、次のとおりとする。

- ① 市長が認める地域は、厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)とする。
- ② 指定訪問介護事業所は、指定訪問介護事業所の訪問介護員等に、当該訪問介護員等と当該事業所の利用者との関係が配偶者又は3親等内の血族及び姻族に該当する者(以下「別居親族」という)に対する訪問介護を行わせる場合は、あらかじめ、別居親族に対する訪問介護が認められるための要件を満たしていることを確認できる書類を市長に届け出なければならない。
- ③ 指定訪問介護事業所の訪問介護員等は、当該訪問介護員等と当該事業所の利用者との関係が別居親族である者に対しての訪問介護の実施が計画された場合は、直ちに、管理者及びサービス提供責任者にその旨を報告しなければならない。
- ④ 市長は、要件に反した訪問介護が行われている場合のほか、いったん認めた別居親族に対する訪問介護について、事後的にその要件を満たしていないと認めるときは、保険給付を行わず、又は既に支払った保険給付の返還を求めるものとする。
- ⑤ 訪問介護員等が別居親族の訪問介護に従事する時間の合計時間が当該訪問介護員等の訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないという要件は、別居親族の訪問介護が「身内の世話」ではなく、「訪問介護事業所の従業者による介護」として行われることを担保する趣旨で設けたものである。指定訪問介護事業者は、こうした趣旨を踏まえ、訪問介護員等と当該事業所の利用者との間に親族関係があるかどうかを確認するものとし、管理者及びサービス提供責任者に対して必要な指揮命令を行うこと。

(注) サービスの種類により制限の内容が異なりますので御注意ください。

## 20 訪問入浴介護での計画作成

### ○基準条例

訪問入浴介護計画の作成の規定を新設します。

### ○対象サービス

訪問入浴介護，介護予防訪問入浴介護

### ○条例の考え方

サービスの質向上のため，訪問入浴介護計画の作成に係る規定を設けます。

なお，他のサービスにおいては，計画の作成について厚生労働省令で規定されています。

### 【訪問入浴介護の例】

#### （指定訪問入浴介護の具体的取扱方針）

第54条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は，次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては，次条第1項に規定する訪問入浴介護計画に基づき，利用者が日常生活を営むために必要なサービスを適切に提供すること。

#### （訪問入浴介護計画の作成）

第55条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえて，指定訪問入浴介護の目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問入浴介護計画を作成しなければならない。

2 訪問入浴介護計画は，既に居宅サービス計画が作成されている場合は，当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業所の管理者は，訪問入浴介護計画の作成に当たっては，その内容について利用者又はその家族に対して説明し，利用者の同意を得なければならない。

4 指定訪問入浴介護事業所の管理者は，訪問入浴介護計画を作成した際は，当該訪問入浴介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定訪問入浴介護事業所の管理者は，訪問入浴介護計画の作成後，当該訪問入浴介護計画の実施状況の把握を行い，必要に応じて当該訪問入浴介護計画の変更を行うものとする。

6 第1項から第4項までの規定は，前項に規定する訪問入浴介護計画の変更について準用する。

《解釈通知》

2 訪問入浴介護

(1) 運営に関する基準

ウ 基準省令解釈通知第三の二の三の(6)を(8)とし、(5)の次に次の内容を加える。

(6) 訪問入浴介護計画の作成（居宅条例第55条）

- ① 居宅条例第55条で定める訪問入浴介護計画については、指定訪問入浴介護の目標及び具体的なサービス内容（入浴方法、作業手順、入浴前後の留意点等）を明らかにするものとする。なお、訪問入浴介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成すること。
- ② 訪問入浴介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成しなければならない。なお、訪問入浴介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問入浴介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更すること。
- ③ 訪問入浴介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定訪問入浴介護事業所の管理者は、訪問入浴介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該訪問入浴介護計画を利用者に交付しなければならない。  
なお、交付した訪問入浴介護計画は、居宅条例第59条第2項の規定に基づき、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- ④ 訪問入浴介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うこと。
- ⑤ 居宅条例第54条第1項第4号に定める「サービスの提供の責任者」は、利用者に対するサービスが訪問入浴介護計画に沿って実施されるよう、他の従業者に対し、助言、指導等必要な管理を行うこと。

## 21 デイサービスで、ニーズに応じた機能訓練

○基準条例

必要な機能訓練の提供を明記します。

## ○対象サービス

通所介護、認知症対応型通所介護（これらの介護予防サービスを含む。）  
療養通所介護

## ○条例の考え方

通所介護のサービスの質向上を図る観点から、生活機能の改善又は維持のための機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望を踏まえて適切に提供することを明記します。

### 【通所介護の例】

#### （指定通所介護の具体的取扱方針）

第107条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 指定通所介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、生活機能の改善又は維持のための機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望を踏まえて適切に提供すること。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

(5)～ (略)

#### 《解釈通知》

### 6 通所介護

#### (2) 運営に関する基準

ア 指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第106条及び第107条）

基準省令解釈通知第三の六の3の(2)中本文は次の(2)のとおり読み替え、

④の次に次の⑥から⑨までの内容を加える。

#### (2) 指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針

居宅条例第106条及び第107条にいう指定通所介護の取扱方針について、特に留意すべきことは、次のとおりである。

⑤ サービスの質の評価（居宅条例第106条第2項） (略)

⑥ 機能訓練（第107条第1項第4号）

指定通所介護は、利用者の残存する身体機能等を活用して生活機能の維持又は改善を図るための機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望を踏まえて適切に提供すること。

また、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとし、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者個々の心身の状況に応じたサービス提供に努めること。

なお、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

## 22 デイケアでのリハビリ実施を明確化

### ○基準条例

必要なりハビリテーションの提供を明記します。

### ○対象サービス

通所リハビリテーション，介護予防通所リハビリテーション

### ○条例の考え方

通所リハビリテーションのサービスの質向上を図る観点から，利用者に対し適切な理学療法，作業療法，その他必要なりハビリテーションを提供することを明記します。

#### 【通所リハビリテーションの例】

##### (指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第142条 指定通所リハビリテーションの方針は，次に掲げるところによるものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては，常に利用者の病状，心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め，利用者に対し適切な理学療法，作業療法その他必要なりハビリテーションを提供すること。特に，認知症である要介護者に対しては，必要に応じ，その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えること。

(4)～ (略)

#### 《解釈通知》

##### 7 通所リハビリテーション

###### (1) 運営に関する基準

ア 指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針及び通所リハビリテーション計画の作成（居宅条例第142条及び第143条）

基準省令解釈通知第三の七の3の(1)中本文は次の(1)のとおり読み替え，③の次に次の③から⑫までの内容を加える。

(1) 指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針及び通所リハビリテーション計画の作成

居宅条例第142条及び第143条にいう指定通所リハビリテーションの取扱方針について，特に留意すべきことは，次のとおりである。

###### ③ 機能訓練（居宅条例第142条第1項第3号）

指定通所リハビリテーションの提供に当たっては，リハビリテーションマネジメント加算その他の加算算定の有無を問わず，利用者に対し適切な理学療法，作業療法その他必要なりハビリテーションを提供すること。

## 23 通所型施設の身体的拘束の禁止

### ○基準条例

身体的拘束等を禁止する規定を追加します。

### ○対象サービス

通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護（これらの介護予防サービスを含む。）、療養通所介護

### ○条例の考え方

身体的拘束等の原則禁止を推進することは、通所サービスにおいても必要であることから、身体的拘束の禁止の規定を設けます。なお、入所・入居サービスにおいては、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を原則禁止する旨が厚生労働省令で規定されています。

#### 【通所介護の例】

##### （指定通所介護の具体的取扱方針）

第107条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。

(6) 指定通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

#### 《解釈通知》

### 6 通所介護

#### (2) 運営に関する基準

ア 指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第106条及び第107条）

基準省令解釈通知第三の六の3の(2)中本文は次の(2)のとおり読み替え、

④の次に次の⑥から⑨までの内容を加える。

⑤、⑥ (略)

#### ⑦ 身体的拘束等の禁止（第5号及び第6号）

指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合であっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。なお、条例第114条第2項の規定に基づき、当該記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。

## 24 通所サービスでの送迎体制整備

### ○基準条例

送迎体制の整備に努める旨の規定を追加します。

### ○対象サービス

通所介護，通所リハビリテーション，認知症対応型通所介護（これらの介護予防サービスを含む。），療養通所介護

### ○条例の考え方

送迎については，基本サービス費に包括されていることから，利用者のニーズに対応できるよう送迎体制の整備に努めるものとします。

#### 【通所介護の例】

（指定通所介護の具体的取扱方針）

第107条（略）

2 指定通所介護事業者は，必要に応じ，利用者の送迎が可能となるよう，体制の整備に努めるものとする。

#### 《解釈通知》

#### 6 通所介護

##### (2) 運営に関する基準

ア 指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針（居宅条例第106条及び第107条）

基準省令解釈通知第三の六の3の(2)中本文は次の(2)のとおり読み替え，

④の次に次の⑤から⑨までの内容を加える。

⑤，⑥，⑦（略）

##### ⑧ 送迎体制の整備（第2項）

指定通所介護の提供に係る利用者の送迎については，基本サービス費に包括されていることから，必要に応じ，利用者の希望に対応できるよう送迎体制の整備に努めること。

利用者の送迎時には，送迎車両への乗降介助や降車後における移動等の介助を要するなど，より事故の危険性が高いため，利用者の安全性の確保に配慮した送迎計画を立て，計画的に実施すること。

なお，利用者の送迎の安全の確保・向上の観点から，当該事業者の最終的責任の下で，送迎の提供に関する業務を道路運送法の許可を受けた旅客自動車運送事業者に外部委託することができる。

## 25 ショートステイ利用日数を要介護認定期間の1/2以下

### ○基準条例

利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、ショートステイを利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないように、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めることを追加します。

### ○対象サービス

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

### ○条例の考え方

居宅介護支援事業者等と連携して効果的かつ実現可能な質の高い居宅サービス計画となるようにします。なお、この利用日数の目安については、個々の利用者の状況等に応じて弾力的に運用することが可能であり、機械的な適用を求めるものではありません。

#### 【短期入所生活介護の例】

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第155条 (略)

2 (略)

3 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供するに当たっては、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないように、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。

#### ●指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (参考)

##### 【居宅介護支援の例】

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条 (略)

二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

《解釈通知》

8 短期入所生活介護

(3) 運営に関する基準

ア 指定短期入所生活介護の開始及び終了（居宅条例第155条）

基準省令解釈通知第三の八の三の(2)に次の内容を加える。

短期入所生活介護の利用日数に係る「要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない」という目安については、利用者を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、要介護認定の有効期間の半数の日数以内であるかについて機械的な適用を求め  
るものではなく、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を超えて短期入所生活介護の利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所生活介護を居宅サービス計画に位置付けることも可能であるとされている。

したがって、短期入所生活介護事業所の管理者又は従業者は、利用者を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が開催するサービス担当者会議又は照会等において、利用者の状況等に関する情報を共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を述べなければならない。

また、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めること。



## 26 運営規程の整備

### ○基準条例

運営規程に定めるべき項目を追加します。

### ○対象サービス

全サービス

### ○条例の考え方

サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行う必要があることから、事故（発生の防止及び）発生時の対応、虐待を防止するための措置に関する事項、成年後見制度の活用支援、苦情解決体制の整備等の重要事項について、あらかじめ運営規程に定めることを義務付けます。さらに、入所系サービスについては、身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続についても、あらかじめ運営規程に定めることを義務付けます。

### 【短期入所生活介護の例】

#### （運営規程）

第166条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員（第150条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (4) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の送迎の実施地域
- (6) サービス利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時、事故発生時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 成年後見制度の活用支援
- (12) 苦情解決体制の整備
- (13) その他運営に関する重要事項

（注）サービスの種類により内容が異なりますので御注意ください。

## ※運営規程記載例

### （緊急時,事故発生時等における対応方法）

- 第〇〇条 従業者は,利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は,速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な対応を行うとともに,管理者に報告するものとする。
- 2 事業者は,利用者に対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供により事故が発生した場合は,市町村,当該利用者の家族,当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに,必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は,利用者に対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には,損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事業者は,前項の損害賠償のために,損害賠償責任保険に加入する。

### （身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続）

- 第〇〇条 事業者は,指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に当たっては,当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き,身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとし,やむを得ず身体的拘束等を行う場合には,その態様及び時間,利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

### （虐待防止のための措置に関する事項）

- 第〇〇条 事業者は,利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は,指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に当たり,当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は,速やかに,これを市町村に通報するものとする。

### （成年後見制度の活用支援）

- 第〇〇条 事業者は,利用者と適正な契約手続等を行うため,必要に応じ,成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など,成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

### （苦情解決体制の整備）

- 第〇〇条 事業者は,指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために,必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は,指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に関し,法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ,及び市町村が行う調査に協力するとともに,市町村から指導又は助言を受けた場合は,当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業者は、提供した指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第〇〇条 事業者は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

《解釈通知》

8 短期入所生活介護

(3) 運営に関する基準

オ 運営規程（居宅条例第166条）

基準省令解釈通知第三の八の三の(13)中本文は次の(13)のとおり読み替え、⑤は次の⑤のとおり読み替え、⑤の次に次の⑥の内容を加える。

(13) 運営規程

居宅条例第166条は、指定短期入所生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定短期入所生活介護の提供を確保するため、同条第1号から第13号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定短期入所生活介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

- ⑤ その他運営に関する事項身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続（第9号）  
当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について、あらかじめ運営規程に定めておくことが望ましい。
- ⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項（第10号）  
訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の1の(1)のイの(17)の④を参照すること。

《解釈通知》

第2 介護サービス

1 訪問介護

(1) 運営に関する基準

イ 運営規程（居宅条例第30条）

基準省令解釈通知第三の一の三の(17)中本文（なお書きは除く。）は次の(17)のとおり読み替え、③の次に次の④の内容を加える。

(17) 運営規程（略）

④ 虐待の防止のための措置に関する事項（同条第7号）

指定訪問介護事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について定めること。具体的には、虐待防止責任者の選任、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものであること。

## 27 非常災害対策の充実

### ○基準条例

非常災害対策の内容を追加します。

### ○対象サービス

通所・入所サービス共通（訪問系サービスを除く。）

### ○条例の考え方

実効性の高い非常災害対策となるように、避難等の計画段階から災害の態様ごとに具体的な対策を立て、必要な訓練を行うとともに、策定した具体的な計画の概要を事業所内に掲示することを義務付けます。また、非常災害時には、従業者だけでは対応が必ずしも十分でない場合が多いことから、近隣の自治体、地域住民、介護保険事業者等との協力体制の整備に努めること、災害時要援護者の支援を行うため、高齢者等特に配慮を要する者の受入れに努めることを努力義務とします。

#### 【通所介護の例】

#### （非常災害対策）

- 第112条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し、それらの内容（次項において「計画等」という。）を定期的に従業者に周知しなければならない。
2. 指定通所介護事業者は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。
3. 指定通所介護事業者は、非常災害に備えるため、第1項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。
4. 指定通所介護事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。
5. 指定通所介護事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。

《解釈通知》

6 通所介護

(2) 運営に関する基準

ア～ウ (略)

エ 非常災害対策（居宅条例第112条）

基準省令解釈通知第三の六の三の(6)に次の内容を加える。

また、指定通所介護事業者は、当該事業所の見やすい場所に、非常災害時の関係機関への通報一覧表及び当該事業所における緊急連絡網並びに避難経路等非常災害時に直ちに実施すべき事項の概要を掲示するものである。

指定通所介護事業者は、非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等、当該事業所において可能な限り、援護が必要となった者への支援協力を努めるものである。



## 28 記録の保存期間を2年から5年へ延長

### ○基準条例

従業者の勤務記録, 介護給付費等の請求及び受領等の記録についても含め, 保存期間を「2年間」から「5年間」に延長します。

### ○対象サービス

全サービス

### ○条例の考え方

公費の過払いの場合（不正請求を含まない。）の返還請求の消滅時効は, 地方自治法第236条第1項の規定により5年であることから, 返還請求において特に必要となる記録についても含め, 文書の保存期間を5年間とします。

### 【訪問介護の例】

#### （勤務体制の確保等）

第32条 指定訪問介護事業者は, 利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるように, 指定訪問介護事業所ごとに, 訪問介護員等の勤務の体制を定め, その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。

#### 《解釈通知》

##### 1 訪問介護

##### (1) 運営に関する基準

ア・イ (略)

##### ウ 勤務体制の確保等（居宅条例第32条）

基準省令解釈通知第三の一の3の(19)中①及び③は次のとおり読み替える。

##### ① 勤務の体制等の記録（第1項）

指定訪問介護事業所ごとに, 原則として月ごとの勤務表を作成し, 訪問介護員等については, 日々の勤務時間, 職務の内容, 常勤・非常勤の別, 管理者との兼務関係, サービス提供責任者である旨等を明確にすること。

また, 併せて, 月ごとにその勤務の実績とともに記録すること。

### （記録の整備）

第42条 指定訪問介護事業者は, 従業者, 設備, 備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問介護事業者は, 利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し, その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問介護計画
- (2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第32条第1項に規定する勤務の体制等の記録
- (5) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (7) 法第40条に規定する介護給付及び第20条第1項から第3項までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録

(注) サービスの種類により内容が異なりますので御注意ください。

《解釈通知》

1 訪問介護

(1) 運営に関する基準

エ 基準省令解釈通知第三の一の3の(26)の次に次の内容を加える。

(27) 別居親族に対するサービス提供の制限（居宅条例第26条）

（略）

(28) 記録の整備（居宅条例第42条）

利用者に対する指定訪問介護の提供に関する各種記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないとしたものである。ここでいう「完結の日」とは、利用者との契約の終了日又はサービス提供した日ではなく、それぞれの書類ごとにその書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録の保存を求めるものではない。例えば、介護給付費の請求の根拠となるサービス提供の記録は、その記録に対する介護給付費等を請求し、受領した日が「完結の日」となり、その翌日から5年間保存することとなる。

【完結の日について】

「完結の日」とは、「それぞれの書類ごとにその書類を使わなくなった日」です。利用者との契約が継続している間、当該利用者に関する全ての記録の保存を求めるものではありません。

例えば、介護給付費の請求の根拠となるサービス提供の記録は、その記録に対する介護給付費等を請求し、受領した日が「完結の日」となります。

なお、この考え方は、介護保険法に基づく記録について適用され、他の法律等により保存の規定が設けられているものは、その規定に従うこととなります。

